

## 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

## 理 由

上告代理人櫻井英司の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、本件手形の受取人「D商品株式会社」と第一裏書人「D商品株式会社E」との間に裏書の連続があるものとした原審の判断は正当であり、原判決に所論の違法はなく、所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	鹽	野	宣	慶
裁判官	栗	本	一	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	宮	崎	梧	一